

手 数 料 表

厚生労働大臣許可(紹)09-ユ-300021(派)09-300099
株式会社 とちぎ人材紹介センター

本所が、職業紹介を行った場合は、次の手数料を申し受けます。

1、受付手数料

求人又は、求職の申し込みを受理した場合は受理した日以降次の受付手数料を申し受けます。

専門的、技術的、管理的、事務的、販売、サービスの職業の紹介業務

イ、求人の受付 1 件につき 690 円(免税事業者にあつては 660 円) 求人者から

ロ、求職の受付 1 件につき 690 円(免税事業者にあつては 660 円) 求職者から

但し、同一の求職者に係る申し込みの受理が1ヵ月に3件を超える場合には、3件を超えて申し受けしません。

1、紹介手数料

求人、求職の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の手数料を申し受けます。

イ、支払われた賃金の 100 分の 10.8(免税事業者にあつては 100 分の 10.3)に相当する額。

ロ、同一の者に引き続き1ヵ年を超えて雇用された場合にあっては12ヵ月間の雇用に係わる賃金について、支払われた賃金の 100 分の 10.8(免税事業者にあつては 100 分の 10.3)に相当する額。

ハ、期間の定めない雇用契約に基づき同一の者に引き続き12ヵ月を超えて雇用された場合にあっては12ヵ月間の雇用に係わる賃金について支払われた賃金の 100 分の 10.8(免税事業者にあつては 100 分の 10.3)に相当する額、または支払われた賃金額から臨時に支払われる賃金を除いた額の 100 分の 14.5(免税事業者にあつては 100 分の 13.8)に相当する額。

1、届出制手数料に係わる手数料

イ、求人及び求職の申し込みを受理した場合の事務費用として1件につき1,000円を申し受けます。

ロ、求人、求職の申し込みを受理した日以降、求人、求職者に提供するサービス及び求人、求職の照合、その他紹介のサービスに付随するサービス。

○成功報酬 職業紹介が成功した場合、求職者が得る年間賃金の 50%

ハ、求人の充足を安易にするための求人者に対する専門的な相談、助言。

○成功報酬 職業紹介が成功した場合、求職者が得る年間賃金の 50%

ニ、特定の条件による特別の求職者の開拓や、そのための調査、探索。

○着手金 50 万円 活動費 1 日当たり 5 万円

○成功報酬 職業紹介が成功した場合、求職者が得る年間賃金の 50%

ホ、就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談、助言。

○成功報酬 職業紹介が成功した場合、求職者が得る年間賃金の 50%

(注)紹介手数料が求職者の年間賃金額を算定基礎とし、100 分の 50 を限度とする。